

いちご一会とちぎ国体那須町輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町輸送交通基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務を行う期間は、原則として大会期間中における那須町競技開催日及び前日とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送の範囲

- ア 輸送業務の範囲は、競技会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎、その他大会関連諸行事の会場の相互間とする。
- イ 実行委員会が車両を借上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 輸送力の確保

(1) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて県実行委員会と協議のうえ、バス・タクシー等の必要台数を実行委員会が確保する。

(2) 臨時バス等の運行

実行委員会は、一般観覧者等の輸送に伴うバス（臨時バス等）の運行が必要と認められる場合には、必要に応じて県実行委員会と協議のうえ、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な措置を講じる。

(3) 予備車両の確保

実行委員会は、大会期間中、予備車両（バス等）を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 集合地の設定

実行委員会は、選手・監督及び役員等の輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への円滑な輸送案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって那須町以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を必要に応じて実施する。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

実行委員会は、同一競技が那須町と那須町以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な措置を講じる。

(8) 学校観戦が行われる場合の輸送

学校観戦の輸送は、学校と協議のうえ、輸送計画書を作成し、実行委員会が用意した車両を利用し、安全に輸送を行うこととする。

(9) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

6 交通業務の内容

(1) 交通安全対策

ア 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

イ 交通案内

実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

実行委員会は、競技会場周辺等における通行の安全及び交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(2) 駐車場対策

ア 臨時駐車場の確保

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場の周辺等に、必要に応じて臨時駐車場を確保する。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じてシャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

イ 駐車場管理運営

実行委員会は、駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、駐車場内での事故防止に努める。

ウ 駐車許可証の交付

実行委員会は、特定の指定駐車場利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

エ 路上駐車の防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、競技会場周辺等に対して必要な措置を講じる。

オ 民間駐車場への迷惑駐車防止

実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、競技会場周辺等に対して必要な措置を講じる。

カ 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の抑制等について、関係機関への協力を求める。

7 輸送本部の設置

実行委員会は、輸送本部を設置し、大会関係者等及び一般観覧者の輸送を統括する。

8 輸送交通業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。